

令和８年度
スポーツ政策調査研究事業
（国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業）
公募要領

令和８年９月
スポーツ庁

1 事業の趣旨

2027年国際園芸博覧会（以下、「園芸博」という。）を重要な契機として、スポーツ界を挙げて、スポーツを通じた地球規模課題解決の新たな可能性を提示するため、園芸博の会場において、来場者がスポーツを媒介として環境問題への理解を深められ、かつスポーツの価値向上に資する訴求力の高い展示・発信を行う必要がある。

本業務は、園芸博におけるスポーツ関連の展示に向けて、全体計画及び具体的な企画案の検討及び作成を行い、催事実施に向けたコンテンツの制作や機運醸成業務、催事の管理運営業務等を実施するものである。

2 事業の内容

本事業は、園芸博におけるスポーツ関連催事の実施に向け、来年度以降の工程や必要費用を含む全体計画および具体的な企画案の策定等、必要な準備を行うものであり、以下の各項目について委託事業を実施することとする。事業の遂行にあたっては、スポーツ庁の検討内容を踏まえ、スポーツ庁主催催事の目的・方針を十分に理解したうえで、スポーツ庁や関係省庁、企業、団体と適切に協議しながら進めること。

（1）全体計画の策定

別紙に示すスポーツ庁の催事の方針性及びスポーツ庁の関連施策・計画等を踏まえ、園芸博のスポーツ関連の展示としてどのようなものが適切かを検討し、園芸博におけるスポーツ分野の全体像と発信したいメッセージ、それらを具体化するにあたって必要な展示の案を示すこと。なお、スポーツ関連展示については、スポーツ庁出展エリアと、関係団体・事業者による出展エリアにより構成することを検討しているところであるが、本事業に係る委託契約後に受託者に対してスポーツ庁検討案を提示するので、参考とすること。（2）以降の業務の進捗を踏まえて、随時必要な見直しを行うこと。本業務の企画提案に当たっては、スポーツ庁施策や既存資料等の調査・分析結果に基づき検討を行うこととし、出展団体・企業等との調整については、全体計画の策定後に実施するものとする。

また、全体計画は、以下の要件を満たす内容とすること。

（ア）スポーツから見る環境課題事例等を整理した上で、発信する意義のあるメッセージと柱立て、企画案（テーマやコンセプトを含む。）

（イ）催事期間後に、どのようなレガシーを作ることができるかを説明すること。

（ウ）2027年度の事業完了までに必要となる作業及びその工程を記載した全体スケジュールを示すこと。なお、出展団体・企業等と調整が必要となる項目について、その時期も含めて盛り込むこと。

（エ）多様な主体に効果的にリーチし、展示期間内外を通じて関心の喚起・気運の醸成を図るとともに、当日の来場・参画に繋げるための広報・PR計画を立案して盛り込むこと。

（オ）全体スケジュールの達成のために、国、出展団体・企業等の各主体において必要となる予算（※）を概算し、年度ごとにその内訳を示すこと。

- (カ) 会場全体の配置イメージを示すこと。
- (キ) ビジュアルに示された資料とすること。

※予算の内訳については、スポーツ庁が想定している事業規模の範囲内で、提案に併せ、必要な項目を盛り込むこと。なお、スポーツ庁が想定している事業規模については、「5 事業規模、採択件数」を参照

(2) 空間設計業務

基本意匠やゾーニング、平面レイアウト、立面図を作成するとともに、使用する材料や意匠を含めた詳細設計、会場内で使用するイメージグラフィックのデザインを含めたサイン計画を作成すること。

(3) コンテンツ制作及び実施に向けた調整

スポーツ庁や関係省庁、関係団体・企業等と連携しながら、催事期間・会場内外の実施コンテンツを制作・実施すること。

(4) 出展（・協賛）関係業務

(3)に加え、関係省庁や企業、団体等からスポーツ庁主催催事への出展（・協賛）等の参画を得るため、計画や企画案、事前ヒアリング募集要綱案等の作成など、出展勧奨・募集に関する検討及び実施、具体的な出展内容の調整を含む関係者間の連絡調整業務を行うこと。

(5) 設営、管理運営等業務

催事の装飾・設営や機材等の搬入・搬出、運営、警備等の計画・マニュアル等を作成するとともに、それらに基づき、催事の設営や管理運営、撤去等、実際の催事実施に係る必要な業務を安全かつ円滑に実施すること。

(6) 広報対応等

スポーツ庁主催催事の存在や趣旨を効果的に周知し、機運醸成を図るための広報計画を策定するとともに、計画に基づき効果的・効率的な広報周知活動等を実施すること。なお、広報計画については、必要に応じて効果測定等を行い、改善を図ること。

(7) スポーツ庁との打合せ

(1)～(6)の検討に当たっては、スポーツ庁との情報共有や連絡調整を密にすること。また、必要に応じてスポーツ庁内関係課が参加する打合せを設定すること。その際、アジェンダの設定、資料の作成、会場手配（オンラインの場合はミーティングルームの設定）、議事録の作成など打合せの運営に必要な業務を行うこと。

なお、打合せには、関係省庁や園芸博事務局が同席する場合がある。

(8) 報告書の作成 (1)～(7)について、年度毎に報告書としてまとめること。

3 公募対象

本事業は、法人格を有し、且つ以下の条件を満たす機関/団体に委託する。

- (1) 大規模な催事等に関して企画・広報・運営等を行った実績を有すること。
- (2) 支障なく本事業を遂行できる体制を構築可能であること。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (4) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

4 委託期間

本事業の委託期間は、委託を受けた日から令和10年3月31日までとする。

ただし、事業の実施状況等について評価を行い、事業の継続の可否を判断するものとする。なお、契約の締結は年度毎に行うものとする。

※評価の詳細については、「11 令和8年度事業の進捗・成果に関する評価（継続可否）について」を参照。

5 事業規模、採択件数

事業規模 令和8年度 10,000,000円（税込）を上限とする。

採択件数 1件（予定）※採択件数は技術審査委員会が決定する。

※令和9年度の事業規模については40,000,000円（税込）を見込んでいる。しかし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

6 選定方法等

(1) 選定方法

企画提案書に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において書類選考を実施する。なお、選考に当たっては、必要に応じて企画提案書等の詳細に関する追加書類の提出を求める場合がある。

(2) 審査基準

別途定めた審査基準のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、全ての提案者に選定結果を連絡する。

(4) 無効となる企画提案書

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格を有しない者の企画提案書
- ② 本事業の趣旨に適合しない企画提案書
- ③ 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ④ 提出期限までに提出されなかった企画提案書

7 応募方法等

(1) 提出書類の説明

本事業の委託を受けようとする者は、後述の提出期限までに、本公募要領その他下記書面を参考にし、留意事項に基づいて企画提案書等を作成し、スポーツ庁次長宛に提出すること。

<参考書面>

- ・公募要領（本紙）
- ・企画提案書
- ・審査基準
- ・誓約書
- ・委託契約書(案)
- ・国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業委託要項
- ・スポーツ庁委託事業事務処理要領

<留意事項>

- ① 用紙サイズは、A4判縦型、横書きとすること。
- ② 様式は、行の縦幅を拡充する場合及び各項目の説明で特に示している場合を除き、改変しないこと。
- ③ 企画提案書は、必ず日本語及び日本国通貨で記入すること。
- ④ 各項目について、記載の分量は問わないが、ポイントが分かるように端的に分かりやすく記入すること。
- ⑤ 補足資料は、必要に応じて添付すること（様式は問わない）。なお、選定に際してスポーツ庁から別途、補足資料等を求める場合があるので留意すること。
- ⑥ 公募締め切り後の企画提案書等の提出、差替え及び訂正は認めない。ただし、選定において、スポーツ庁から指示があった場合はこの限りではない。
- ⑦ 記入に際し、疑義が生じた場合は、適宜スポーツ庁に問い合わせること。

<提出書面>

- ① 企画提案書（別紙様式）
- ② 団体の概要（要覧・会社案内等、役員名簿 ※様式自由）
- ③ 最新の財務諸表等の資料（※様式自由）
- ④ 誓約書（※詳細は12にて後述）
- ⑤ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑥ その他必要と思われる資料

※企画提案書については事業規模の範囲内で提出すること。

(2) 提出先

スポーツ庁政策課 sseisaku@mext.go.jp

(3) 提出期限

令和8年10月9日（金）（18時必着）

※ すべての提出書類をこの期限までに提出すること。

- ※ E-mail でデータを送信した書類については送信時に提出されたものとみなす。
- ※ 提出期限を過ぎてからの書類の提出及び提出期限後の書類の差替えは認めない。

(4) 提出方法

- ・ 企画提案書は、電子データで提出すること。
- ・ 配布の電子データのファイル形式は、変更しないこと。
- ・ 電子データのファイル名に企画提案者名を付すこと。
例：「【企画提案者名】企画提案書（スポーツ政策調査研究事業）.xxx」
- ・ 提出において、フォルダの中に複数のファイルを格納しても良いが、フォルダの中にさらにフォルダを格納してはいけない。
例：「提出フォルダA」の中に、ファイルBとCがある。→提出可能。
「提出フォルダA」の中に、ファイルBとC、さらにフォルダDがありその中にファイルEとFがある。→提出不可。（システム上の都合で、受け取れないことがある）
- ・ 企画提案書を提出する電子メールの件名は、以下のとおりとすること。
例：【企画提案者名】企画提案書の提出
（国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業）
- ・ 電子メールを分割して送付する場合は、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・ 電子メール送信上の事故（未達等）について、当方は一切の責任を負わない。

(5) その他

- ・ 企画提案書等の作成費用は、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。

8 公募説明会

開催日時：令和8年9月29日（火）16時～

開催場所：オンライン開催とする

参加方法：zoomアプリによるオンライン参加

参加人数：応募を検討する団体等は、一者1アカウントでの参加とする。

参加申込：説明会に参加を希望する者は、事前に参加申し込みを行うこと。

申込方法：令和8年9月28日（月）中に、スポーツ庁政策課宛に、所属、参加者氏名を明記の上、メール（アドレス:sseisaku@mext.go.jp）で申し込むこと。その際件名は【説明会申込】_〇〇(団体名)〇〇とすること。追って担当者より参加用のURLとパスワードを送付する。なお、登録時に入力する氏名、所属、役職、メールアドレスは、参加登録の確認のみに使用し、他の用途には使用しない。応募にあたり、本説明会への参加は任意である。

9 要件違反

公正な審査を行うため、以下の形式的要件違反があった場合は審査対象外とするので、申請時には十分注意すること。

- (1) 提出された企画提案書が本公募要領で定める書式と異なる場合。

- (2) そのほか、審査における判断の根本に関わるような重大な誤り、記載漏れ、虚偽の記載等があった場合。

10 事業の実施

- (1) 選定の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については事業計画書の内容を勘案して決定するため、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約書締結を行わない場合がある。
- (2) スポーツ庁は、前項の委託契約に基づき、「スポーツ振興事業委託費」による経費措置を行う。なお、本事業の委託を受けようとする者は、応募の際に企画提案書の中で所要経費の積算を提出するが、委託費として措置する額は、事業計画の内容等を総合的に勘案し、本事業予算の範囲内で決定する。
- (3) 委託先は、契約した事業計画に基づき、委託事業を実施し、完了報告書を作成し、委託事業完了日から 30 日以内又は契約期間満了日のいずれか早い日までにスポーツ庁に提出すること。
- (4) 提出資料は、スポーツ庁において公表する場合がある。
- (5) スポーツ庁は、委託事業の実施中又実施後、委託先に対して事業内容に関するヒアリングの実施や報告を求めることがある。
- (6) スポーツ庁は、必要があると認めるときは、本事業に関して委託先が収集・作成した個人情報の管理が適切に行われているか等について、所属の職員に委託先の事務所、事業場等の調査をさせ、委託先に対して必要な指示をすることができる。委託先は、スポーツ庁からその調査及び指示を受けた場合には、スポーツ庁に協力するとともにその指示に従わなければならない。
- (7) 報告書、関連資料等、スポーツ庁への提出物の全てについて、調査対象の個人情報を含めてはならない。調査に活用する個人情報は各委託先の責任の下、法令を遵守し取り扱うこと。
- (8) ここに定めるもののほか、委託事業の実施に当たっては、「国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業委託要項」、「スポーツ庁委託事業事務処理要領」及び契約書等を遵守すること。
- (9) 委託先は、本事業の実施に当たり、報告書の作成や報告会の開催等、対外的な発信をする際は、スポーツ庁委託事業であることを明示すること。

11 令和8年度事業の進捗・成果に関する評価（継続可否）について

(1) 審査方法

提出書類に基づき、スポーツ庁に設置された技術審査委員会において、進捗・成果に関する評価を行い、継続可否について審査する。なお、審査に当たっては、必要に応じて追加書類の提出を求める場合がある。

(2) 必要書類

- ① 令和8年度報告書案
- ② （実施状況を踏まえた、）令和9年度計画

③ その他、継続可否を判断するうえで、必要と思われる資料

(3) 実施時期

令和9年2月頃を予定しているが、実施状況を踏まえ、スポーツ庁から予め日程を提示することとする。

1.2 スケジュール

(1) 公募開始：令和8年9月16日（水）

説明会：令和8年9月29日（火）16時～

提出〆切：令和8年10月9日（金）（同日18時必着）

(2) 申請事業の審査及び選定結果の通知

- ・ 申請事業の審査：令和8年10月中旬（予定）
- ・ 選定結果の通知：令和8年10月下旬（予定）

(3) 契約締結

- ・ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことを十分留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

- ・ 契約書締結後でなければ事業に着手できないため、企画提案書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性をもたせて作成する必要があることに十分留意すること。

なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

(4) 契約締結に当たり必要となる書類

選定の結果、契約予定者となった場合、契約締結のため、以下の書類の提出を求めることから、遅滞なく提出できるように事前に準備しておくこと。

① 事業計画書（委託業務経費内訳を含む）

※ 選定の際に指摘事項があった場合は内容にそれを反映すること。

② 委託業務経費の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定、見積書など）

③ 別紙（銀行口座情報）

1.3 誓約書の提出

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

また、企画提案書の内容に業務を別の者に再委託する計画がある場合はその再委託先も誓約書を提出すること。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、もしくは誓約書に反することとなったときは、当該者の企画提案書を無効とする。

(3) 前2項は、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人には適用しない。

1 4 その他

- (1) 企画提案書等の作成費用は選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会が決定する。
- (4) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等には回答できない。質問等に係る重要な情報は、ホームページにて公開している本件の公募情報に開示する。
- (5) 再委託先が子会社や関連企業の場合、利益控除等透明性を確保すること。また、再委託費以外のすべての費目においても、受託者の子会社や関連企業への支出に該当する経費については、再委託費と同様の措置を行うか、取引業者選定方法において競争性を確保することで、価格の妥当性を明らかにすること。
- (6) 再委託先や事業費による支出先に取引停止期間中の者を含めないこと。
- (7) 経費計上及び経費処理の留意事項
本委託事業に係る経費計上及び経費処理に当たっては、委託要項・委託要領等の他、「委託事業の手引き（文部科学省委託事業実施者向け）」
<https://pf.mext.go.jp/gpo3/kanpo/gpindex.asp>）によるものとする。

1 5 問合せ先

スポーツ庁政策課

電話： 03-5253-4111（内線4837）担当：大石、中堀

電子メール： sseisaku@mext.go.jp

※メールでの問い合わせ時は、件名に「国際園芸博覧会を契機としたスポーツ広報事業公募」を含めること。